

第2期第3回 横浜市税制調査会

日時：平成26年11月13日（木）17時00分～19時00分

場所：中央ビル3階3B協議室

1. 開会

17:00

2. 議題

17:05～18:55

(1) 横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する条例について

(2) その他

3. 閉会

19:00

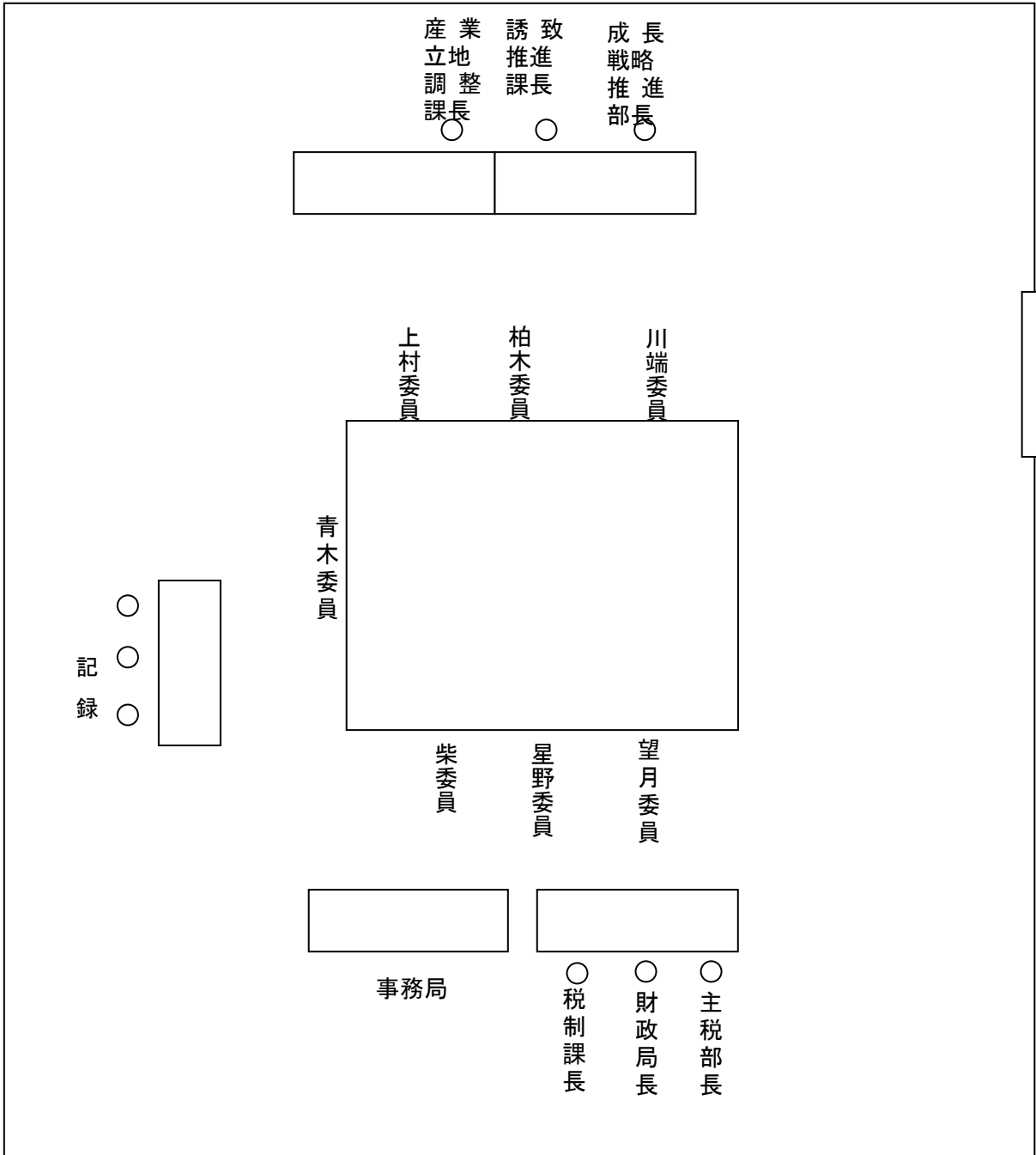
平成 26 年度横浜市税制調査会委員名簿

(敬称略、五十音順)

氏 名	所 属 等
青 木 宗 明	神奈川県大学 経営学部教授
上 村 雄 彦	横浜市立大学大学院 国際総合科学群教授
柏 木 恵	キャノングローバル戦略研究所 主任研究員
川 端 康 之	横浜国立大学大学院 国際社会科学研究院教授
柴 由 花	常葉大学 法学部准教授
星 野 菜穂子	和光大学 経済経営学部准教授
望 月 正 光	関東学院大学 経済学部教授

【第2期第3回横浜市税制調査会 座席表】

平成26年11月13日（木） 17時00分から19時00分まで
中央ビル3階3B協議室



資料

(横浜市企業立地促進条例に
関する論点整理メモ)

平成26年11月13日
横浜市財政局

企業立地促進条例に係る税制の検証(前回までのまとめ)

- 助成金を出し、かつ他の納税者にとって不公平となる税金の軽減を行ってきたが、それを上回るだけの効果があったということとは認められる。
- しかし、日本全体の経済状況等を考慮したとしても、効果の発揮の仕方について、落ちているということは間違いがないところであるから、次期施策に向けて、より効果的な支援策を検討する必要があると考える。

企業立地促進条例の今後の方向性(前回までのまとめ)

「より具体的な支援策を検討」の視点

- 効果を見た上で、仮に効果が少ない場合に、手段が適切だったのか、公平性は保たれていたか等について、再検討すべきである。
- 誘致数が落ちているので、今までの軽減策よりは、インセンティブを付けた方がアピール力もある。
- 次期施策について、成長目標業種などで差別化を図っていく、より効果的な軽減策を検討すべきである。



企業立地における 税制の活用について ～企業立地促進条例～

(第3回)



Locate in YOKOHAMA (横浜への立地)

左のロゴは、企業と共に成長できるよう「ひとつ星」に願いを込めた企業立地を促進するロゴです。

説明項目

- 1 企業立地促進条例の目的
- 2 企業立地支援制度の概要
- 3 企業立地促進条例の対象地域ごとの実績
- 4 企業立地促進条例の副次的効果
- 5 企業立地促進条例の対象地域の本市政策上の位置づけ
- 6 重点地域で力を入れたい分野・機能
- 7 次期企業立地施策の取扱い
- 8 次期企業立地促進条例の方向性



1 企業立地促進条例の目的

企業立地促進条例とは・・・

企業立地等の促進を図り、併せて市民雇用の増大及び市内企業の事業機会の拡大を図ることにより、横浜市経済の活性化に寄与することを目的とした制度です。

👉 評価基準

① 企業立地等が横浜市経済の発展に寄与すると認められること

≪判断ポイント≫

雇用者数、経済波及効果、業務・生産・研究機能強化、税収効果等

② 資金計画が経営状況に照らして適切であること

≪判断ポイント≫

収益性や健全性等



2 企業立地支援制度の概要①(全体)

固定資産取得型

- 対象地域
特定地域(業務系・工業系 9地域)
- 対象施設
事務所、研究所、工場等
- 投下資本額
中小企業: 1億円以上
大企業: 10億円以上
- 支援内容
税軽減: 固都税1/2(5年間)
助成金: 建設投資に係る費用
6~15%(上限 30億円)

テナント型

- 対象地域
横浜市全域
- 対象機能
重点産業(医療・健康・環境・エネルギー、IT、その他新技術・新製品開発)を営む事務所等
- 従業者数等
床面積100㎡以上又は
従業員5人以上 他
- 支援内容
助成金: 賃借料相当分
(上限 300~2,000万円)

● 認定件数

- 🔴 企業立地促進条例
- 🔵 重点産業立地促進助成

		H22	H23	H24	H25
横浜市	条例	11	8	10	8
	重点	14	10	10	12
	合計	25	18	20	20



2 企業立地支援制度の概要②(固定資産取得型)

支援メニュー

税軽減5年間(固定資産税・都市計画税の税率1/2)
+
投下資本額に応じた助成金

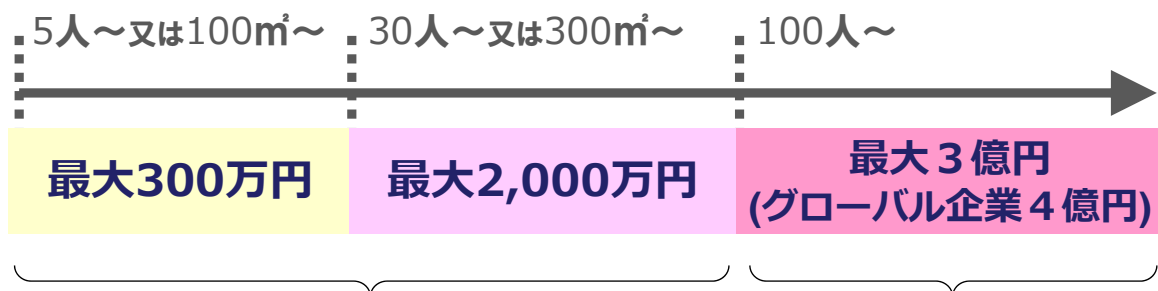
投下資本額		支援内容	
中小企業	大企業	税軽減	助成金
1億円以上 5億円未満	10億円以上 50億円未満	○	-
5億円以上	50億円以上	○	助成率: 6~10% (グローバル企業は15%) 上限額: 20億円 (グローバル企業は30億円)



2 企業立地支援制度の概要③(テナント型)

支援メニュー

従業者数・面積に応じた助成金



重点産業立地促進助成

企業立地促進条例



3 企業立地促進条例の対象地域ごとの実績

●認定時の概算の数値(税軽減額は5年間の合計、その他は10年間の合計)

【固定資産取得型】

(平成25年度末現在)

地域	件数	投資額	税軽減額 (a)	助成金額 (b)	支援額 (a+b)	税収額 (※ ¹)	
業務系	MM21	8件	1932.9億円	44.3億円	120.2億円	164.5億円	383.2億円
	横浜駅周辺	4件	260.0億円	5.7億円	23.2億円	28.9億円	90.3億円
	関内周辺	1件	4.9億円	0.1億円	-	0.1億円	0.7億円
	新横浜周辺	7件	304.0億円	5.7億円	22.9億円	28.6億円	73.3億円
	港北NT	8件	609.3億円	12.2億円	51.3億円	63.5億円	109.2億円
工業系	京浜臨海部	20件	814.1億円	18.9億円	53.7億円	72.6億円	168.0億円
	臨海南部	14件	332.3億円	7.6億円	18.7億円	26.3億円	48.5億円
	内陸南部	9件	500.6億円	11.0億円	19.9億円	30.9億円	56.1億円
	内陸北部	6件	148.6億円	3.0億円	12.8億円	15.8億円	40.8億円
合計(※ ²)	77件	4906.6億円	108.3億円	322.8億円	431.1億円	970.1億円	

(※¹)タックス・エクスペンディチャーの考え方による税収額です。

(※²)少数点2位以下の端数を四捨五入しているため、内訳の総額と合計額が一致しないことがあります。



4 企業立地促進条例の副次的効果

●本社の進出による横浜のブランド力向上

日産自動車(株)、ジョンソンコントロールズ(株)、JXエンジニアリング(株)、富士通コミュニケーションサービス(株)、岩井の胡麻油(株)等

●関連企業の更なる進出

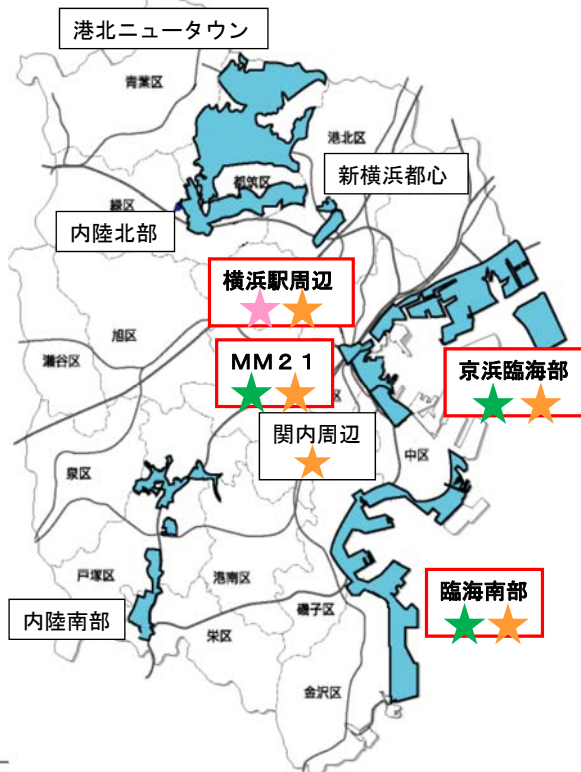
ジョンソンコントロールズ(株)【H23年度】⇒服部板金工業(株)【H24年度】
 富士ゼロックス(株)【H18年度】⇒富士ゼロックス情報システム(株)【H22年度】
 富士通エフ・アイ・ピー(株)【H20年度】⇒富士通エレクトロニクス(株)【H21年度】、
 富士通ネットワークソリューションズ(株)【H23年度】、富士通コミュニケーションサービス(株)【H25年度】、(株)PFU【H25年度】

●同一企業内における他部署の更なる進出

ジョンソンコントロールズ(株) 本社⇒研究所



5 企業立地促進条例の対象地域の本市政策上の位置づけ



MM21、横浜駅周辺、京浜臨海部、臨海南部は複数の政策の拠点として位置づけられており、本市として重要な地域であると共に、企業からの注目が集まる地域。

⇒重点地域

(該当の地域に☆)

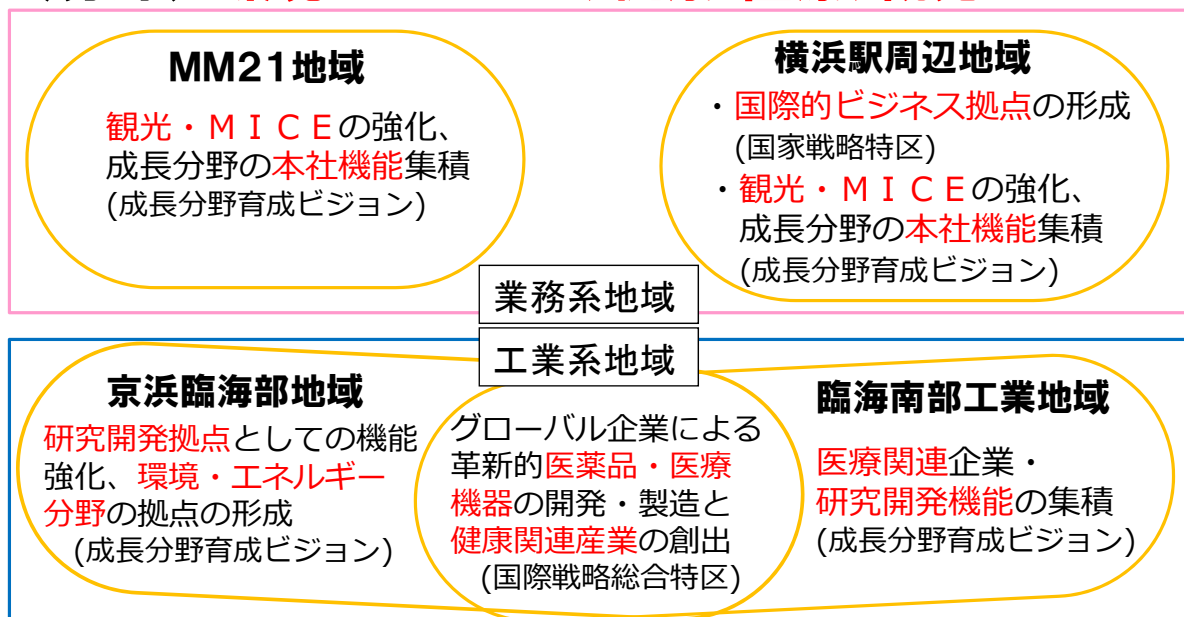
- ☆ 国家戦略特区の独自提案
- ★ 成長分野育成ビジョンの産業拠点
- ★ 国際戦略総合特区の指定区域
(面的に指定された区域)



6 重点地域において力を入りたい分野・機能

(機能) **本社・研究所**

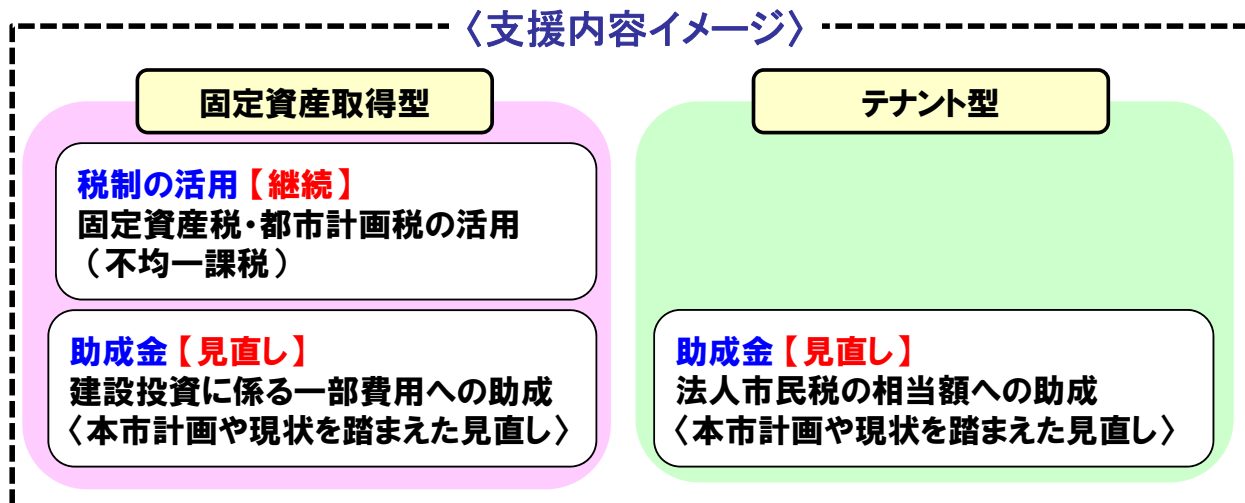
(分野) **環境・エネルギー、健康・医療、観光・MICE**



7 次期企業立地施策の取扱い

企業立地促進条例について、

一部改正し、適用期間を延長する。



8 次期企業立地促進条例の方向性(固定資産取得型)①

ポイント

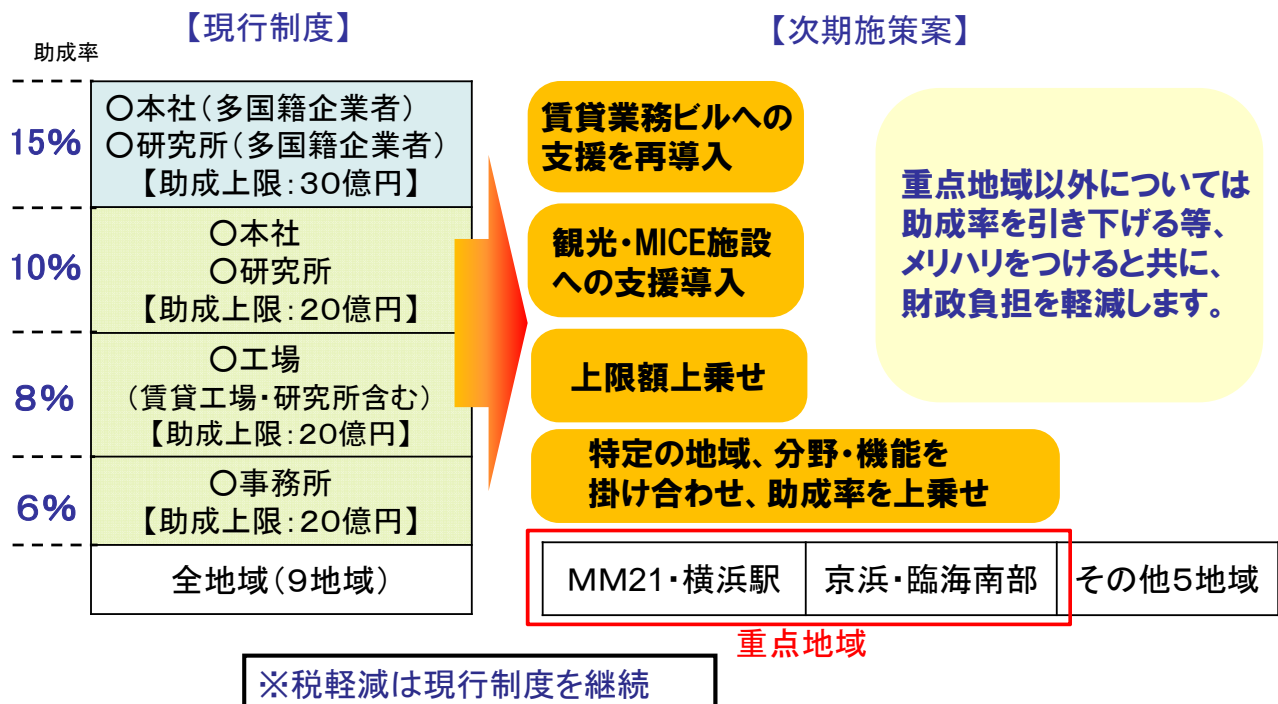
- ・特定の地域、分野・機能を掛け合わせ、助成率を上乗せします。
- ・MM21、横浜駅周辺については、上限額を上乗せします。
- ・観光・MICE施設への支援を導入します。
- ・特徴ある賃貸業務ビルに対して、支援を再導入します。

【観光・MICE施設への支援内容】

- ・ホテル、または大規模集客施設が賃貸業務ビルにテナントとして入居する場合に支援<MM21地区、横浜駅周辺地区>
- ・大規模集客施設については、企業が自社で設置することも対象とする。
<MM21地区>



8 次期企業立地促進条例の方向性(固定資産取得型)②



※次期施策案は施策のポイントをお示したものです。助成率等の詳細は、今後検討してまいります。



8 次期企業立地促進条例の方向性(テナント型)①

ポイント

・対象地域に工業系重点地域(京浜臨海部、臨海南部)を追加

◆工業系重点地域の研究開発拠点の形成が促進される。

・MM、横浜駅周辺、京浜臨海部、臨海南部について助成期間を延長

◆都市間競争が激化する中で、ビジョンに掲げる産業拠点について魅力あるインセンティブを設定することにより、テナント誘致が促進される。

・外資系企業に対して助成期間を延長

◆知名度の高い外資系企業の立地により、国際都市横浜のブランド力向上が図られる。

◆企業誘致のねらい目となる外資系企業にインパクトあるインセンティブを与えることで、テナント誘致が促進される。

《外資系企業の定義》 ※経済産業省の定義を準用
外国投資家が株式又は持ち分の3分の1超を所有している企業



8 次期企業立地促進条例の方向性(テナント型)②

【現行制度】

支援内容	法人市民税 法人税割相当額 (上限1億円/年)
地域	業務系全地域
期間	3年間
特例	多国籍企業特例 +1年

【次期施策案】



継続



京浜臨海部、臨海南部を
対象地域に追加！



助成期間を延長！



外資系企業に対する助成
期間を延長

※多国籍企業特例は廃止

※次期施策案は施策のポイントをお示したものです。詳細は、今後検討してまいります。

